

長野県公安委員会告示第59号

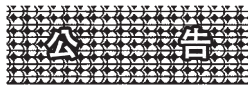
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり施設名の変更の届出がありました。

平成24年12月6日

長野県公安委員会委員長 榎山 宏

Table with 8 columns: 認定を受けた者 (Name, Address, Representative), 教育に使用する施設 (Name, Location), 変更事項 (New, Old), 変更年月日. Rows include 株式会社信州ジャパン and 信州塩尻自動車学校.

東北信運転免許課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ赤穂店
駒ヶ根市赤穂10271-1 ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名
(変更前)

Table with 3 columns: 名称, 代表者氏名, 住所. Row: 株式会社ツルヤ, 掛川 健三, 小諸市御幸町2-1-20

(変更後)

Table with 3 columns: 名称, 代表者氏名, 住所. Rows: 株式会社ツルヤ, 掛川 健三, 小諸市御幸町2-1-20; 合資会社赤羽菓子店, 赤羽 敏, 伊那市高遠町西高遠1690

- 4 変更した年月日
平成24年10月17日
5 届出年月日
平成24年11月26日
6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
7 縦覧の期間
平成24年12月6日から平成25年4月8日まで
8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南松本ショッピングセンター

松本市高宮中1-20

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町8-8

株式会社アップルランド

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社イトーヨーカ堂	亀井 淳	東京都千代田区二番町8-8
株式会社サンジェルマン	印波 清	東京都渋谷区道玄坂2-24-1
エステール株式会社	丸山 朝	東京都新宿区西新宿3-20-2
株式会社JTBトラベランド	茂原 史則	東京都中央区日本橋兜町5-1
株式会社パレモ	中本 敏幸	愛知県稲沢市天地五反田町1
株式会社ライトオン	藤原 正博	茨城県つくば市東新井37-1
株式会社新星堂	宮崎 正紀	東京都杉並区上荻1-23-17
株式会社スタジオアリス	本村 昌次	大阪府大阪市北区梅田1-8-17
株式会社キャンドウ	城戸 博司	東京都板橋区板橋3-9-7
株式会社GOVリテイリング	中嶋 修一	東京都千代田区九段北1-13-5

ほか12者

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社イトーヨーカ堂	亀井 淳	東京都千代田区二番町8-8
株式会社ブーランジュリー横浜	久松 貴弘	長野県長野市青木島町大塚字北島889-1
有限会社草間商事	草間 吉幸	長野県岡谷市中央町1-2-6
株式会社JTB東海	森 吉弘	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4
株式会社パレモ	小田 保則	愛知県稲沢市天地五反田町1
株式会社ライトオン	横内 達治	茨城県つくば市吾妻1-11-1
株式会社スタジオアリス	川村 廣明	大阪府大阪市北区梅田1-8-17
株式会社キャンドウ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿2-21-1 新宿フロントタワー33階

ほか12者

4 変更した年月日

エステール株式会社の退店	平成21年7月31日
株式会社サンジェルマンの退店	平成21年11月30日
株式会社パレモの代表者氏名	平成22年3月26日
株式会社スタジオアリスの代表者氏名	平成22年3月26日
株株式会社GOVリテイリングの退店	平成22年6月30日
株式会社ブルーランジュリー横浜の入店	平成22年8月5日
株式会社キャンドゥの代表者氏名	平成23年2月21日
株式会社JTB東海の名称・住所・代表者氏名	平成23年4月1日
株式会社ライトオンの住所変更	平成23年8月21日
有限会社草間商事の入店	平成23年9月15日
株式会社新星堂の退店	平成24年1月31日
株式会社キャンドゥの住所	平成24年3月21日
株式会社ライトオンの代表者氏名	平成24年6月27日

5 届出年月日

平成24年11月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年12月6日から平成25年4月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南松本ショッピングセンター
松本市高宮中1-20

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社イトーヨーカ堂
東京都千代田区二番町8-8
株式会社アップルランド
松本市大字今井7155-28

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社イトーヨーカ堂ほか 19店	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社イトーヨーカ堂ほか 19店	午前9時	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分～午後9時30分	午前8時30分～午後9時30分

4 変更年月日

平成24年12月12日

5 届出年月日

平成24年11月22日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年12月6日から平成25年4月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定により、長野市古牧中部土地区画整理事業について、換地処分がありました。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部守一

都市計画課

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所、小諸市役所

4 縦覧期間

自 平成24年12月6日

至 平成24年12月20日

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

小諸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

小諸都市計画区域

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

小海都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

小海都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所、小海町役場

4 縦覧期間

自 平成24年12月6日
至 平成24年12月20日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

軽井沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

軽井沢都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所、軽井沢町役場

4 縦覧期間

自 平成24年12月6日
至 平成24年12月20日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

上松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

上松都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県木曾建設事務所、上松町役場

4 縦覧期間

自 平成24年12月6日

都市計画課

至 平成24年12月20日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

木曾福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

木曾福島都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県木曾建設事務所、木曾町役場

4 縦覧期間

自 平成24年12月6日
至 平成24年12月20日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

千曲都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県千曲建設事務所、千曲市役所

4 縦覧期間

自 平成24年12月6日
至 平成24年12月20日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
坂城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
坂城都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県千曲建設事務所、坂城町役場
- 4 縦覧期間
自 平成24年12月6日
至 平成24年12月20日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
飯綱高原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
飯綱高原都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所、長野市役所
- 4 縦覧期間
自 平成24年12月6日
至 平成24年12月20日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
信濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
信濃都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所、信濃町役場
- 4 縦覧期間
自 平成24年12月6日
至 平成24年12月20日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年12月6日

長野県佐久地方事務所長 松本 有司

- 1 許可番号 平成24年9月12日
長野県佐久地方事務所指令24佐地建第17-7号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字長倉字経塚3951-6、3953-1、3953-3、3954-1、3954-2、3955-2、3955-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐久市中込2975-4
有限会社田園不動産 代表取締役 田中 明

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年12月6日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一男

- 1 許可番号 平成24年11月13日
長野県上伊那地方事務所指令24上伊地建第15-8号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字橋場8692-1、8697-1、8697-

2、8699-1、8699-2、8699-10

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県高崎市栄町1-1

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 一宮 忠 男

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年12月6日

長野県松本地方事務所長 北原 政彦

1 (1) 許可番号 平成24年11月7日

長野県指令24建指第27-14号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科高家2929-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科高家6858 サニータウン高木A102

山浦 功和

2 (1) 許可番号 平成24年11月8日

長野県松本地方事務所指令24松地建第20-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘原新田字吉田境91-2、字道東91-3、91-

4、91-5

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都板橋区南常盤台1-2-5

株式会社サンレイ 代表取締役 米窪 一 視

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年12月6日

長野県長野地方事務所長 望月 孝光

1 許可番号 平成24年8月10日

長野県長野地方事務所指令24長地建第4-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市臥竜6丁目86-9、98-3、100、101-2、132、133-

1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字仁礼227-2

中藤建設株式会社 代表取締役 中山 祝 次

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年12月6日

長野県教育委員会教育長 山口 利幸

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

得点表示盤の表示灯一式

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成25年4月1日から平成32年3月31日まで(地方自治法

(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

上田市大字下之条354-1 長野県営上田野球場

長野市大字東和田421 長野県長野運動公園野球場

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局スポーツ課

電話 026(235)7447

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年12月20日(木) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成24年12月14日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

スポーツ課

(1) 名称 日本電子計算機株式会社

(2) 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

1月当たりの賃借額 3,477,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成24年9月24日

情報管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成24年12月6日

長野県警察本部長 佐々木 真 郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

県警ネットワークサーバ等一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部情報管理課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成24年11月7日

4 落札者の名称及び所在地